

有線放送による放送の再送信に関する研究会 第2回議事要旨

1 日 時 平成19年11月8日(木) 10:00~12:00

2 場 所 三田共用会議所 3階大会議室

3 出席者

(1) 構成員

新美座長、伊東座長代理、音構成員、菊池構成員、高橋構成員、
土佐構成員、長田構成員、野原構成員、長谷部構成員、早坂構成員、
山下構成員

(2) 総務省

小笠原情報通信政策局長、河内官房審議官、今林情報通信政策局総務課長、
吉田放送政策課長、吉田地上放送課長、藤島地域放送課長、
長塩放送政策課企画官

(3) 説明者

① (社)日本ケーブルテレビ連盟

石橋理事長代行専務理事、佐藤区域外再送信特別委員会委員長、
佐藤区域外再送信特別委員会委員

② (社)日本民間放送連盟

福田地上デジタル放送特別委員会委員、
稲葉地上デジタル放送特別委員会委員、
笹尾デジタルテレビ放送専門部会ケーブルテレビ再送信作業班 委員

4 議事要旨

(1) 「都道府県別の区域外再送信の現状及びブロードバンド整備状況」(資料 2-1)
及び「放送及び有線放送に関する規制の異同」(資料 2-2)について事務局から
説明を行い、その後質疑応答が行われた。

(2) (社)日本ケーブルテレビ連盟及び(社)日本民間放送連盟から区域外再送信に対
する意見についてそれぞれ説明が行われ、各々の説明の後に質疑応答が行われ
た。

(3) その後、フリーディスカッションが行われた。

(2) 及び (3) において構成員から次のような質問及び意見が出された (以下、○は構成員発言)。

【日本ケーブルテレビ連盟説明後】

○不同意再送信についての具体的経緯を教えてください。

(日本ケーブルテレビ連盟 (以下「CATV連盟」という) 現在同意が得られていない事例でも、再送信を始めた当初は同意を得ていた。その後定期的に同意を得られていたが、ある時期から同意できないと言われてたり、同意書は出せないが再送信していることは黙認する、黙っておくというケースが出てきた。

○ある種の黙示の同意ということか。

(CATV連盟) そのとおり。その後、同意不同意の判断なく申請書が返送されたり、最近はある程度理由がついて明確に不同意といわれる事例もあった。もし区域外再送信を止めることとなったとしても、顧客に対して放送事業者のせいで放送ができなくなったと言わないようにすることが我々の基本。放送事業者とは争うのではなく、何とか話し合いで解決していこうとしている。

○CATV連盟は、再送信同意制度を必要と考えているのか。

(CATV連盟) 必要。同意の可否は放送事業者の権利。ただし、放送事業者の考えだけで可否が決まる状況を牽制する意味で裁定制度も必要。

○諸外国では、放送制度上の同意制度が存在せず、著作権法のみ適用する場合があるが、そのような制度についてどう考えるか。

(CATV連盟) 基本的には放送事業者がどのように考えるかということ。ただ、番組をつくるのは放送事業者であり、それをどんどん勝手に使えるというのは本当にいいのか、と感じる。

○著作権について対価請求は留保されているとあるが、現在のところ対価請求があつて支払いをしているという事例はないということか。また、原著作権者に対する権利処理は、十分に行われていると考えているのか。

(CATV連盟) 対価請求は留保されていると了解している。基本的に対価の支払いは行われていないと理解。権利処理については対応可能な範囲で行っている。他、関係権利団体以外から話があれば対応する。

○もし対価請求があつた場合、支払う意志はあるか。

(CATV連盟) 適正な対価であれば支払う。

○著作権以外の放送にかかるコストについて対価を支払う意志はあるか。

(CATV連盟) 内容に納得性があれば、話し合いに応じる。

○例えば区域外再送信でシェアを奪われる地元ローカル局に対する補償金のようなものについて、どう考えるか。

(CATV連盟) 地元局にマイナスがあるとすれば、ケーブルテレビ側の適切な負担についても議論していきたい。

○区域外再送信により県域免許制度が形骸化すると行った主張に対してはどう考えるか。

(CATV連盟) 個人的には県域免許制度は維持すべきと考える。ただし、生活・文化圏と放送区域があわない部分もあり、区域外再送信での弾力的対応は必要。

○区域外再送信を必要とする理由は、視聴者の要望があるという他に何かあるか。

(CATV連盟) 視聴者の要望以外にはない。

○では遠隔地への再送信の要望があった場合の切り分けは。

(CATV連盟) 我々はあくまで地域を対象とする事業であり、遠隔地へのサービスは考えていない。コスト的にも見合わない。

【日本民間放送連盟説明後】

○日本民間放送連盟（以下「民放連」という）の主張は、どの部分が視聴者、国民の利益に資すると考えているのか。

(民放連) 我々は地域免許制度で放送しており、それぞれの地域の視聴者に対し最大限サービスをするということが第一。

○では、区域外再送信されることで、本来の放送区域の視聴者の利益はどう失われるのか。

(民放連) 特段逸失利益はない。

○長野県のように、東京キー局の区域外再送信を20年来視聴している地域に対して、キー局は関東地域が対象であり長野は長野県の民放を見るべきだとしてしまっているのか。

(民放連) 長野県の場合には、4波体制ができていること、東京の放送と7割が同一の内容であり残り3割が地元向けの独自番組であることから、まずは地元のテレビを見ていただきたい。

○しかし地元には、長野県民放が流さない残り3割の情報が必要だからこそ区域外再送信に対する要望があるわけで、その部分についてこのように切ってしまう良いのか。

(民放連) たまたま近接地域にあるということだけで、一定額のコスト負担で区域外の

情報が視聴できるという考え方については我々は同意できない。

○民放連としては、著作権あるいは著作隣接権を含めた憲法第29条の話をもとに主張されているが、第21条をもとに表現をしない自由という議論も成り立つ可能性がある。それについてはあえてしないというスタンスか。

(民放連) もともと本研究会の発足の経緯となった、大分裁定の答申の中に著作権との関係を吟味すべきとの提言があったもの。著作権で争うことも可能であり、また、財産権を侵してまで処分を下すことが公共の福祉に照らしてどうなのか、例えば少数チャンネル区域と放送普及基本計画を満たしている地域は少し違っていいのではないか、ということも考えて申し述べている。

憲法第21条についてはこれから研究してみたい。

○これだけ幅広く情報が動いている中で、地域の情報格差について、現状の地域免許制度を保持した状態でどう対応していくのか。

(民放連) 全国同じ放送が流れる衛星放送に対し、地上波放送はそのなりたちからも、より地域性が尊重されていると理解。少なくとも日常的に見る地上波放送についてはその地域の放送であるのがいい。また、チャンネル格差については考慮要素ではあるだろうが、とはいえ全てについて格差是正のために同意していくということではない。

○再送信同意をする際の考慮要素として再送信先の民放事業者の考え方の確認とあるが、どのような理由で考慮要素に入っているのか。

(民放連) 区域外再送信の放送を視聴されることにより、地元民放の視聴率が低下し、収益に影響する。少数波地域において再送信同意をする場合でも、地元放送局、再送信元の放送局、地元ケーブルテレビが納得した上で作業を進めるようにしている。

○今実際に再送信先の民放事業者の方で、収益が下がっている事例はどのくらいあるか。区域外再送信による地元民放の視聴率の低下は考えられるが、それと広告収入の増減は少し違う話のように感じられる。

(民放連) 大分の場合、放送収入に換算して地元民放3社合計で年間18億円の減収と聞いている。

○これは想定ということか。

(民放連) そのとおり。広告料及び広告の単価が下がっているということ。

○この話は具体的な視聴率データに基づくものか。電波が県域を越えて受信できる場合、営業としてはそのことを前提に行っていることもある。また視聴率の取り方は県によって違うしケーブルテレビの視聴率の取り方も違う。その点から18億円と

いう数字がどう出てきたのか疑問。また、地域性のことでいえば、関東ローカルの番組をサイマルでBS放送でも流している事例があり、先ほどの地域性重視とずいぶん違う。実態と建前が少しずれているのではないか。

(民放連) 電波が隣県に漏れていることが営業上影響することは指摘のとおりかもしれない。18億円という数字は、各視聴率データと仮説をもとに推計したものである。

○区域外再送信が行われることで、放送エリアが拡大する放送局もあるはず。民放全体でいえばプラスマイナスゼロになるのではないか。逆にそうであるとすると、民放連が再送信不同意、裁定制度廃止を主張するのか理解できない。

(民放連) プラスマイナスゼロになるとは言い切れない。再送信が原因での視聴率低下による損害の合計と、再送信による収入の推計が必ず見合ってくるものとは言えない。

【フリーディスカッション】

○ケーブルテレビが一旦同意を受けて受信を始めると、同意がなくなっても施設があるから再送信を止められないということか。

(CATV連盟) 再送信を止める場合はヘッドエンドで止めることができる

○裁定制度について、裁定で一度同意せよとなった件を同意期間終了後に再度民放側が同意しなかった場合、ループ化していくのではないか。

(民放連) 可能性としてはあり得る。

○途中で議論のあった著作権以外の民放への事業補償的な金銭のやりとりは、競争政策、独禁法上の問題にも留意しながら議論する必要がある。

○アナログ放送で再送信同意していたものを、デジタル放送では同意しないという事例があるが、その理由は何か。

(民放連) 各事業者の判断であるが、アナログ放送についても好ましくないと思いつつも、遅くとも2011年の完全デジタル化を機に改めて不同意にしようという事業者があるのではないか。また、地域で民放が増えて隣県に同系列局ができ、著しい不利益が認識され始め、これがデジタル化と重なったことや、デジタル化に伴う投資の増大から、再送信の見直しがされたと思われる。

○区域外再送信を止めた後も存続しているケーブルテレビがあるとの話だったが、それが難視聴地域対象のケーブルテレビであったとすれば、ケーブルテレビを受信する他ないので話が違ってくるのではないか。

(民放連) そういったことを含めて、その地域性を勘案して再送信同意の可否を決めている。区域外再送信を全て認めないというわけではない。

○民放側は、有テレ法上で再送信の同意をして、著作権法上の許諾権を別に行使することもありえるが、なぜ有テレ法とリンクさせるのか。

(民放連) 我々は、有テレ法の問題と著作権法の問題との不整合と、有テレ法内で同意見が認められながら、その一方で協議が不調なら裁定事実上の同意をするという矛盾があると思っている。そういった中で、どうすれば民間で解決できるのかというのを改めて検討すべき。

○民放連は現行の裁定制度に疑義があるという見解と思うが、そもそも有テレ法上の同意制度については存続に疑義はないということによいのか。

(民放連) 民間が発展すれば、同意制度なしで調整できるのではないかと。

○民間の話し合いで全て解決すれば良いが、どうしてもできない場面は出てくる。民間で行くということは、話し合いで解決しない場合最後は裁判に行くということ。

(民放連) 民間で一定のルールが出来て、そのルールに従って交渉できれば、争いなく民間で解決できるだろうということ。

(CATV連盟) 我々も民間でルール化できれば一番良い。ただ民間で解決できない場合どうするかということでは、いきなり裁判というより、今の裁定制度やあるいはそれに替わるものは必要。

○第三者的な話し合いの場を設けることが可能なら、そのような場を作り出す作業を始める用意はあるか。

(民放連) 方向性は別として、我々としてはいろいろな形で前向きに考えており、協議せよということであれば喜んで参加する。

(CATV連盟) 区域外再送信の問題は、本研究会の場で早急に解決していただきたいと願うとともに、民間で解決できるということであるのなら、ぜひ話し合いを持って行きたい。

○CATV連盟の著作権について、原権利者が持つ権利については年間包括契約により処理しているとなっているが、これはあくまで同意のある再送信の範囲のみの話だと思われ、これで著作権処理が済んでいるというのは双方に齟齬があると感じる。

(CATV連盟) 我々としては、著作権の問題はクリアしているとの認識。

○双方とも、協議について前向きの姿勢とのことなので、ぜひ早急に進めていただきたい。また、協議についてはどのようなプロセスで行われ、どのような結論に至ったかという部分が透明性を持つ形で進めていただきたい。

(民放連) それは当然のことと思っている。

(CATV連盟) 我々も民放連と同じ考え。

- (4) 事務局から次回の日程について、11月20日(火)17:30から開催を予定しているとの説明がなされた。